

「家電リサイクル制度の評価・検討に関する報告書(案)」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
1	8	1 図表6	他の図表が法施行の平成13年度からあるのに対して、平成19年度からしか表示されておらず、一部集計ができていない部分を除いても、きちんと平成13年度から記載すべき。	図表6にある製造業者等のリサイクル費用の実績と内訳については、平成20年に取りまとめられた報告書の内容を踏まえて、平成19年度実績分から製造業者等に定期的な報告徴収を開始したものであり、それ以前のデータは存在していないため、平成19年度以降のデータのみとなっております。
2	9	1 2. (1)【消費者の小売業者等への排出利便性の向上】	上記の内容について、意見を述べます。引き取り義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物の回収体制に関して、それが整っていない市町村ではどのような悪影響が発生しているのか、報告書に記載するべきであると考えます。	御意見を踏まえ、報告書(案)第3章1. (4)の1段落目を「小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、回収体制が構築されていない場合には、消費者の排出利便性が損なわれ、不法投棄や不適正処理のおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の实情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築する必要がある。」と修正いたしました。
3	13	1 2. (4)	「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」の通知が出ているが、今だに無料回収業者等が集めて回っている。もっと厳しく取り締まるべき。	報告書(案)第3章2. (1)において、国は、自治体が3.19通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むことや消費者が違法な廃棄物回収業者等を利用しないよう、家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底することとされており、今後これらの取組を通じて適正なルートへの排出が促進されるものと考えております。
4	14	1 2. (4)	リユース品としての市場性が認められない場合は廃棄物として判断して「差し支えない」ではなく廃棄物として「判断すること」等、より明確にするべき。	「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」は、使用済特定家庭用機器が廃棄物に該当するか判断する自治体に対して基本的考え方を示したものです。個別の事例において廃棄物該当性を判断するのは自治体であることから「差し支えない」と記載しております。
5	17	2 2	特定家庭用機器の適正処理に述べられているように回収したものを適正に処理しない業者に取り扱わせないように、行政が回収するか許可、委託を受けた業者が適正に回収し、適正な流れで回収しリサイクルされるように徹底することにより此処に書かれた問題は減少するのでは。	報告書(案)第3章2. (1)において、国は、自治体が3.19通知を着実に運用し、違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処できるよう、これまで以上に徹底して取り組むことや消費者が違法な廃棄物回収業者等を利用しないよう、家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促す周知・広報を徹底することとされており、今後これらの取組を通じて適正なルートへの排出が促進されるものと考えております。
6	20	3 1. (1)	回収率という目標を定めるのは否定しないが、集めることが目的とならないようにして頂きたい。ともすれば、あれもこれもそのまま再使用出来るものまでリサイクルにしてしまう懸念がある。これはすなわち、特定家庭用機器再商品化法及び特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針の目的に反することである。以下、基本方針より抜粋する。 「国は、(中略)故障時の修理の励行、使用済製品の再使用等を通じ、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めることが必要である。また、特定家庭用機器廃棄物の排出の抑制を促進するため、特定家庭用機器の耐久性の向上に関する調査研究、消費者及び事業者に対する普及、啓発その他の施策を講ずるよう努めることが必要である。」 家電リサイクル制度評価検討会では、終始リサイクルすることに主眼がおかれ、排出の抑制や再使用(Reuse)についてはほとんど議論されなかった。リサイクルする必要のないものは再使用にすることで廃棄物の抑制となるのであるから、回収率目標にはそれらを考慮した数値にすべきであり、また、Reuseすれば当然回収率目標は減ずるから廃棄物の抑制率という数値を以て、評価判断することを望む。以上、上記に対する回答及び国の「特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制」に対する考えを求めたい。	回収率目標(仮称)については、国、製造業者等、小売業者、市町村、消費者といった各主体が積極的に特定家庭用機器廃棄物の回収促進に取り組み、不適正処理・不法投棄されている特定家庭用機器廃棄物について、社会全体として適正なりサイクルを推進することを目指すため、設定することとしていることから、今後、回収率目標(仮称)を設定するに当たっては、リサイクルよりも優先されるべき適正なりユースを阻害することのないよう検討してまいります。

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
7	20	3 1. (2)	上記の内容に賛同します。普及啓発の一つの手段として、政府広報やACジャパンといった公共広告ツールを駆使し、広く消費者に普及啓発を行うことが重要です。テレビコマーシャルの他にも、TwitterやFacebookなどのソーシャルメディアツールは若者世代にも浸透率が高く、活用を検討すべきと考えます。	今後、報告書(案)第3章1. (2)に基づき、国、製造業者等、小売業者、市町村、指定法人、消費者団体等のNPOが、互いに連携しながら、消費者に対する効果的な普及啓発を実施していくこととしております。
8	20	3 1. (2)	「消費者は、家電リサイクル制度の「受け手」ではなく「担い手」である」とはどのようなことか。消費者が「担い手」であるならば、本制度の中心的役割であるはずだから、リサイクル料金を支払うのみならず、排出方法、回収方法、リユース及びリサイクルの在り方まで意見を述べる権利と義務がある。すなわち、家電リサイクル法第6条のとおりである。 検討会においては、市中回収事業者を引き渡していることが性悪説のごとく取り上げられ、肝心の消費者の排出利便性、市町村及び郵便局の対応等、消費者側に立った議論が極めて少なかった。消費者に対する効果的な普及啓発とは、指定法人に引き渡すことを目的としたリサイクル料金の徴収が狙いなのか、あるいはリユースしている優良な市中回収業者を利用しないことをチラシ、ポスター、新聞広告、動画等で広告するようなことなのか回答いただきたい。 また、消費者団体等のNPO及びリユース・リサイクル団体は、廃棄物処理法及び家電リサイクル法第6条を踏まえ、消費者による適正な引渡しを促すと同時に、まだまだ使えるものを廃棄物としないリユースを促進しており、国はリユースに対する効果的な普及啓発を実施すべきである。消費者の棄てる行為は最終的判断であり、廃棄物へと誘導する普及啓発、法規制であってはならない。 ① 廃棄物の抑制となるリユースを普及啓発 ② リユースできるものはそのルートに乗せることを普及啓発 ③ 排出されるものを最初から廃棄物とする普及啓発は行うべきでない 以上も含めてご回答いただきたい。	家電リサイクル法に基づく適正なリサイクルを推進していくためには、家電リサイクル法ルートの入り口に位置している消費者によって、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることが重要であることから、消費者は家電リサイクル制度の「受け手」ではなく「担い手」であると記載しています。また、消費者に対する効果的な普及啓発とは、小売業者や市町村等の適切な主体に特定家庭用機器廃棄物を引き渡すことを目的とするものであり、適法なリユース業者への引渡しを排除するものではなく、むしろ優先されるべきものと考えております。
9	21	3 1. (2)	上記の内容に賛同します。消費者意識を変える重要なセクターとして、経済産業省と環境省は文科省と連携し、学校教育における家電リサイクル等の環境教育を充実させることが普及啓発の第一歩となると考えます。	今後、報告書(案)第3章1. (2)に基づき、経済産業省及び環境省において、消費者庁、文部科学省といった関係省庁と連携しつつ、消費者教育、環境教育にも積極的に取り組むこととしております。
10	21	3 1. (3)	リサイクル料金の透明化及び低減化には賛成する。但し、プラントだけではなく指定法人である家電製品協会RKCセンターの財務も含めた内容も具体的に公表すべきである。 リサイクル料金に対して消費者から疑問の声が上がっているからこういう議論、報告が出るのであって、消費者が「担い手」であることを報告書で強調し、主体者による透明化、低減化を図る目的とする必要がある。「担い手」が儀礼的であってはならない。 また、リサイクル制度はリサイクル事業を行うことが目的となっていると思えるほど、リサイクル料金の透明化と低減化は実行されていないと感ずる。再利用できるものまで廃棄物として集めることが目的となっている。事業の透明化を指定法人と製造事業者等全てに求めると共に、家電リサイクル料金の低減化は、指定取引場所と収集運搬に携わる事業者が抱える課題も含めるべきと考える。これらについて回答を求める。	家電リサイクル券センターの収支については、一般財団法人家電製品協会のホームページで公表されております。リサイクル料金の透明化、低減化については、報告書(案)別紙2及び第3章1. (3)のとおり、製造業者等からリサイクル費用を細分化して報告させることや製造業者等間の競争を通じて、リサイクル料金の低減化に積極的に取り組むべきこととしております。
11	21	3 1. (4)	住民から小売業に引き渡されても、リサイクル券が添付されていない状態で長期間敷地内に放置されているところが多く、不要品回収業者と変わらない状態が起きている。市町村は、小売業者が長期保管する間は放置して指導を行っていない。リサイクルルートに早期に循環させる収集体制の法整備を構築するべき。	報告書(案)第3章2. (3)において、国は、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底すべきであると記載しており、ご指摘のような事案に対しても経済産業省・環境省の立入検査を通じて、是正を図ってまいります。
12	21	3 1. (4)	一般廃棄物処理計画への特定家庭用機器廃棄物の処理方法の明示、義務付け。	小売業者に引取義務の課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、市町村が回収体制を構築する必要があることから、現行の一般廃棄物処理基本計画策定指針において、排出先や処理ルート等の基本的事項について定めることが適当であるとされているところです。
13	21	3 1. (4)	全市町村の58.7%が義務外品の処理ルート構築がなされていないため、各市町村において策定する一般廃棄物処理計画に義務外品処理ルートの明記を義務付けるべき。	報告書(案)第3章1. (4)において、国は、全ての市町村においてこれらの特定家庭用機器廃棄物の回収体制が構築されるよう、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすることとしています。
14	21	3 1. (4)	いわゆる義務外品については、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じて、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を早急に構築し、一般廃棄物処理計画に加えることを徹底すべき。	

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
15	21	3 1. (4)	<p>消費者の排出利便性について報告書で述べられているのは、「一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制が構築されるよう、国は、回収体制に関するガイドラインの策定等を通じて、市町村の取組を支援し、その状況について定期的にフォローアップすべき」など、市町村と国、製造事業者等の役割である。その2つの報告についての異論はない。しかし、地域に根ざした回収事業者は一般廃棄物の許可事業者以外にも、リユース・リサイクルを事業としている者も数多くおり、その事業者も回収体制に加えるべきである。また、消費者が家電リサイクル対象品を手放したいときに、買い替えもしない、近くに購入した小売業者がないときには、市町村のどこに連絡をすれば良いのか、リユースの場合とリサイクルの場合と明確にする必要がある。</p> <p>我々が調査したある市町村では、特定家庭用機器廃棄物を含めた一般廃棄物の適正処理を個人または法人である市中回収業者に、特定家庭用機器廃棄物を含めた一般廃棄物の適正処理を個人または法人である市中回収業者に一般廃棄物の収集・運搬の許可を与えることで、廃棄物の発生抑制と適正処理が図られている。消費者の排出ニーズに的確に対応できているモデル市町村である。国および本法の評価検討委員会は、同市町村のような取組みと運用を参考として、リサイクル制度の在り方を考え、回収体制に関するガイドラインには、リユースを優先することを加え、かつ、むやみにリサイクルすることは控えることを加えるべきである。</p> <p>特にリユースについての基本方針・取組みを示すべきである。</p> <p>また、市中回収業者を含めたリユース・リサイクル事業者の担っている重要な任務を理解しようとせず、回収事業者への言及が少ないことを改めるべきである。これらについて回答を求める。</p>	<p>報告書(案)第3章1.(4)のとおり、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、国において回収体制に関するガイドラインを作成し、市町村の取組を支援することで住民の排出利便性の向上を図るとともに、家電リサイクル法や廃棄物処理法に基づく回収が促進されるよう取り組むこととしております。</p> <p>また、ガイドラインについては、住民にとって排出しやすい体制が市町村において構築されるよう、内容について検討してまいります。</p>
16	22	3 1. (5)	<p>特に2Rに重点を置くと云っているのに、Reuseについての記述が少ないのはなぜか。</p> <p>国は、第三次循環型社会推進基本計画において2R推進を掲げており、リサイクルよりもリユースとリデュースの取組みに重点を置くことを記述しており、それらの対策が議論されているとは到底言えない。前述の基本計画でリユースは、「形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少ない。」と述べられており、また、「2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進める」また「循環基本法における優先順位がリサイクルよりも高い2R(リデュース・リユース)の取組が遅れているほか、廃棄物等から有用資源を回収する取組も十分に行われているとは言えず、それらを的確に把握する指標も十分に整備されていない。」とあるのだから、本制度の評価検討会で議論すべきであったはずである。</p> <p>以上において、意見回答をもとめる。</p>	<p>リユースについては、本合同会合において、リユースや修繕利用の促進といったデザインを社会がしていっていいのではないかという意見が挙げられた一方で、きちんとしたリユースをどのように見分けるかが問題といった意見もありました。</p> <p>このような意見を踏まえ、報告書(案)第3章1.(5)では、国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分けガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行っていくこととしております。</p>
17	22	3 1. (5)	<p>本報告書(案)による適正なリユースの促進は、「国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行うべきである。」とだけ記載されているだけで、リサイクル制度評価検討委員会で議論が尽くされたとはとても言い難い。これは甚だ残念な内容である。</p> <p>廃棄物の発生を抑制する対策の一つに、国はリユースを上げているが、これを効果的に実施する方策として、リサイクル料金と運搬費を合計した消費者の経済的負担がリユースとした場合の有用的価値(金銭的ゼロ円を含む)、回収費、搬出や出張費等を加味した金額より消費者の経済的負担が少ないのであれば、後者を認めることである。</p> <p>環境省によれば、リサイクルによる消費者の経済的負担が1万円で、リユースによる消費者の経済的負担が運搬費を入れても3千円であった場合、運搬費を支払うことと、消費者の経済的負担が発生する「逆有償」という環境省的判断により処理しなければならないとしており、循環型社会形成推進基本法や第三次循環型社会形成推進基本計画とは矛盾した政策を平行して行っているから、廃棄物としての処理が増え消費者の経済的負担が増えるのである。更に使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)、俗にいう「3.19通知」や「行政処分」の指針について(通知)等においても廃棄物優先の考え方が基本となっていると言わざるをえない。消費者の経済的負担がリサイクル料金を支払うよりも国民経済に寄与するならばリユース目的の費用徴収を認めるべきであり、そのしくみを構築すべきである。以上の見解回答を求める。</p>	<p>廃棄物該当性の判断については、廃棄物処理法に関する御意見でありますので、別の場で議論されるものと考えております。</p>
18	22	3 2	<p>消費者に責任が課せられる可能性もあることを記載すべき。</p>	<p>報告書(案)第3章1.(2)において、消費者は、家電リサイクル制度の「受け手」ではなく「担い手」であり、自らの適正な排出行動やリサイクル料金の支払いが家電リサイクル制度の円滑な運用を支えていることを社会的責任として認識し、小売業者や市町村等の適切な主体に特定家庭用機器廃棄物を引き渡すよう努めるべきであると記載しております。</p>

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
19	22	3 2. (1)	<p>◇当報告にもあるが、雑品等の輸出実態をさらに把握し、取締りを強化することが望ましい。家電リサイクル法対象品目に限定せず、例えば家庭用機器のほか、解体業者が関与する業務用冷凍空調機器等のフロン回収から機器のリユース リサイクルまでのフロー全体について実態把握の対象を拡げるべきである。さらに言えば、容リ法対象の廃プラスチック、廃鉛電池、鉄スクラップ等のように、経済性の観点から当然のごとく輸出されている有用な資源の実態まで調査の対象を拡大すべきである。</p> <p>◇家電リサイクル対象製品ではエアコンが最大課題。フロンを大気放出したり、雑品輸出する業者のコストが安いのは当然であり、正規ルートと不適正ルートをコスト上で比較することは意味がない。</p> <p>◇国、自治体、警察、税関等が共同で規制の網を拡充するとともに、国民に対してどのような業者に引き渡すことが環境上、または社会的に望ましくないのか、わかりやすく周知してほしい。</p>	<p>報告書(案)第3章2. (5)において、引き続き関係機関が連携して対応していくことが不可欠であると記載されていることから、引き続き不法輸出の水際対策に取り組んでまいります。</p> <p>また、この報告書(案)は、家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書であり、使用済特定家庭用機器の実態把握を目的としています。</p> <p>さらに、報告書(案)第3章2. (1)にあるとおり、消費者に対する家電リサイクル法ルート等への適正な排出を促すための周知・広報が、国や市町村等が中心となり、小売業者や製造業者、指定法人といった関係主体が協力して、実施していくこととしております。</p>
20	22	3 2. (1)	<p>本報告書(案)では、「違法な廃棄物回収業者等による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理に対して、警察など関係機関に協力を求めつつ、廃棄物処理法に基づき厳格に対処」とあり、これは基本的に同意する。一方、市区町村の許可業者のみを念頭に置いて、実際にまじめに回収をしている優良回収事業者を悪者扱いしている感があるのは否めない。不法業者・不適正処理を行う事業者には、厳正に対処すべきだが、全ての事業者に対して性悪説で対応すべきではない。</p> <p>第25回の家電リサイクル制度の見直しに係る論点で細田座長が「市中回収業者さんがみんな違法業者であるということではないことにお気づきください。今の議論を聞いていると、市中回収業者さん、みんな悪であるかのようになり中にはちゃんとリユースをされている方もいらっしゃるわけです。そうでない方もいらっしゃる。」と発言されたように、違法な回収業者ばかりではないことを加え、正しい回収事業者を利用することを施策に加えるべきである。</p> <p>また、適正処理を行うことと、消費者の回収ニーズに応えるためには、多くの回収を担っている業者を認可していかなければならない。市町村によって認可の仕方がマチマチであることも不適正処理の要因となっていることが考えられる。現実には回収の大部分を担っている、真面目な回収事業者にもっと門戸を開くべきであり、彼らを活用することによって、消費者サイドに立った、回収が行われるのではないかと。以上について回答を求める。</p>	<p>報告書(案)第3章1. (5)のとおり、国又は自治体において、優良なリユースを行っている業者の情報発信を行うこととしております。</p> <p>一般廃棄物収集運搬の許可については、廃棄物処理法に関する御意見でありますので、別の場で議論されるものと考えております。</p>
21	22	3 2. (1)	<p>建築解体前の残置物については、これまでの国の見解にあるとおり、その処理責任は本来の排出者である残置製品の所有者(あるいは、解体対象の建築物の占有者である建築発注者)であり、自治体の周知・取締り対象も同様である。</p> <p>報告書(案)では、解体業者による処理が適法かのような誤解を招く表現となっていることから、本来処理責任を有する者による適正処理・リサイクルを促すような表現に改められたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ報告書(案)第3章2. (1)の2段落目を「また、解体する建築物に残置された特定家庭用機器廃棄物について、不適正な処理が行われている事例等もあることから、国は、特定家庭用機器廃棄物が残置されないように、当該建築物の所有者等が特定家庭用機器廃棄物を家電リサイクル法等に基づき適正な主体に引き渡すよう、引き続き都道府県等を通じて周知するとともに、廃棄物処理法に違反する取扱いがあれば、自治体は適切に取締りを行うべきである。」と修正いたしました。</p>
22	23	3 2. (2)【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】	<p>特定家庭用機器の不法投棄については、未然の防止対策や不法投棄されたものの処理に係る費用等が自治体の大きな負担となっていることから、抜本的な国の財政措置等の支援を講じるべきと考えます。</p>	<p>報告書(案)第3章2. (2)において、不適正処理対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供することで市町村の取組を支援するとともに、市町村が回収した、不法投棄された特定家庭用機器については、廃棄物処理法に基づき、製造業者等の委託先であるリサイクルプラントに引き渡し、処理すること等を通じて、不法投棄に係る市町村の負担軽減を図ることとしております。</p> <p>また、家電製品協会が実施しております、不法投棄対策未然防止事業協力につきましても、申請手続の簡素化や事業協力の内容改善を検討すべきとしております。</p>

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
23	23	3 2. (2)【不法投棄対策に積極的に取り組む市町村への支援】	<p>不法投棄対策については、特定家庭用機器のみならず他の一般廃棄物を含めて市町村の取り組みは重要と言える。一方、本報告書(案)では「不法投棄に係る市町村の負担軽減を図るべきである」とあるが、家電リサイクル制度評価検討小委員会第28回合同会合において岡嶋委員より、「不法投棄の件であります、これはやはりアンケートの中でも11万6,000台強、市町村で割れば年間60台から70台ぐらい、費用でいったら四、五十万円の話であります。僕は経済合理性でいったら四、五十万円のことで、それほどとやかかいう話ではないんじゃないかなと、それだったら市町村は受入れをきちんとしていく。それによって、不法投棄はもう少し減るんじゃないかと、そういうことも言えるのではないかと考えておりました、その面では、この台数に対して確かに不法投棄をする人は決してよくないわけではありますが、経済的に、それほどこれを大きな問題として取り上げる価値が本当にあるのかな、むしろもっとやることはあるんじゃないのかなということを感じる次第であります。」との発言には同意するところである。</p> <p>不法投棄を行う者が消費者なのか事業者なのか、誰が不法投棄しているかより、なぜ不法投棄に至るかを消費者の立場にたって調査すべきである。これまでの審議では違法な回収事業者がクローズアップされ、性悪説となっているが、行政の在り方を問うべきではなかったか。</p> <p>また、施策では、「不適正処理の対策に積極的に取り組み、成果を上げている市町村の事例を収集し、提供すること等を通じて、市町村の取組を支援すべきである。」とあり、我々が調査したある市町村では、市中回収事業者へ一般廃棄物の収集運搬の許可を与え、そして指導を行うことにより成果を上げている。これこそ対策の友好的方法と言える。これについて回答を求めます。</p>	<p>報告書(案)第3章1. (4)のとおり、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、国において回収体制に関するガイドラインを作成し、市町村の取組を支援することで住民の排出利便性の向上を図るとともに、家電リサイクル法や廃棄物処理法に基づく回収が促進されるよう取り組むこととしております。</p> <p>また、一般廃棄物収集運搬の許可については、廃棄物処理法に関する御意見でありますので、別の場で議論されるものと考えております。</p>
24	23	3 2. (3)	<p>監督の徹底には賛成である。</p> <p>ただ、小売業者への負担は軽微に留めるべきで、リユースとなった場合、販売台数と取引台数が一致するとは限らないことを考慮すると、集計は家電リサイクル券で十分であると考えます。</p> <p>また、引渡し義務違反については、小売業者がそれに至った理由を明らかにし、リサイクル制度のしくみを見直すことも検討に入れるべきである。</p>	<p>引取台数の多い小売業者に対する店舗毎の引取台数と販売台数の報告徴収については、経済産業省及び環境省において、各小売業者の過剰な負担とならないよう対応してまいります。また、小売業者の引渡義務違反に対しては、その原因を究明し、それを踏まえた再発防止策を徹底するよう指導等を行うことを通じて、違反が是正されるものと考えております。</p>
25	23	3 2. (4)	<p>透明性の向上には賛成である。</p> <p>収集・運搬認可業者については詳しくまとめ、透明性の向上を目指すべきである。</p> <p>また、指定取引場所及びリサイクルプラントの透明性の向上と情報公開にも対策を講じるべきと考えます。</p> <p>論外ではあるが、収集・運搬に携わる者の数と排出数、回収時間帯等を調査に加え消費者ニーズに対する満足度を求める。</p> <p>これについての回答を求めます。</p>	<p>今後、報告書(案)第3章2. (4)に基づき廃棄物処分許可業者による処理状況の透明性の向上が図られるものと考えております。</p> <p>また、指定引取場所やリサイクルプラントについては、別紙2にあるとおり品目別の費用や有価物売却収入を公表することにより、透明性の向上が図られるものと考えております。</p> <p>報告書(案)第3章1. (4)のとおり、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物(いわゆる義務外品)については、国において回収体制に関するガイドラインを作成し、市町村の取組を支援することで住民の排出利便性の向上を図るとともに、家電リサイクル法や廃棄物処理法に基づく回収が促進されるよう取り組むこととしております。</p>
26	24	3 2. (5)	<p>水際対策には民間事業者、事業者団体、市民団体等の協力も加える方がより有効ではないか。バーゼル条約を批准している我が国は、バーゼル法を整備したとはいえ、消費者へ浸透させていくには大変難しいと考える。各市町村には、NPO団体、環境問題に取り組む事業者等が数多くそれらの情報共有も有効な対策になるのではないかと考える。</p> <p>またリユースに適さない使用済電気・電子機器の不正輸出を防止するための「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」については、昨年開催されたバーゼル条約締約国会議(COP11)において環境省の発言(報道発表バーゼル条約第 11回締約国会議 回締約国会議(COP11)の成果概要)で、「中古としての再利用を目的とした輸出について、我が国はフィリピンの支援を得つつ再利用を目的とする機器の越境移動は輸入国における検査も認めるべきと主張」していることを踏まえ、リユースの促進に対して、より発展的な対策を講じることを求めたい。</p>	<p>水際対策については、経済産業省及び環境省において、バーゼル法等についての関係者に理解を深めていただくための説明会を毎年10地域程度で開催されており、引き続きバーゼル法等についての理解促進に取り組んでまいります。</p> <p>また、中古品としての再利用を目的としない使用済み電気・電子機器が中古品と偽って輸出されないよう、報告書(案)第3章2. (5)に記載のとおり、平成25年9月に策定した「使用済み電気・電子機器の中古品判断基準」に基づき、経済産業省、環境省及び税関が引き続き連携して、輸出者が基準を満たしていることを証明した内容が十分であるか等を適切に確認しております。</p>

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
27	24	3 3. (1)	「重要な金属」の一つにネオジム磁石を加えてそのリサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その進捗状況を合同会議において評価することが適切と考えられます。	御指摘のとおり、「重要な金属」の中には、エアコンのコンプレッサーに含まれるネオジムやジスプロジウムなどのレアメタルも含まれております。今後、報告書(案)第3章3. (1)に基づき、レアメタル等重要な金属の一層の分別回収を促進すること等、製造業者等による高度なリサイクルの取組を促進することを基本方針に位置づけ、その取組を合同会合において評価してまいります。
28	24	3 3. (1)	上記の内容について、意見を述べます。廃家電の再資源化・再商品化の促進は環境負荷低減の重要な方向性になりますが、家電製造業者の家電リサイクルの現状を鑑みると、数年のうちに飛躍的な向上を遂げることは難しい状況にあると考えます。カスケードリサイクルにおける経年商品劣化の幅をなるべく小さくするように努めるなど、今後の、或いは現在行われている製造業者等のリサイクル技術促進面にも、触れる必要があると考えます。	報告書(案)第3章3. (1)においては、今後ともリサイクルの「質」を高めていく観点から、国は、重要な金属や素材の一層の分別回収や水平リサイクルを促進すること等、製造業者等による高度なリサイクルの取組を促進することを基本方針に位置付け、その取組を合同会合で評価すべきであると記載しており、このことを通じて製造業者等のリサイクル技術の向上が促進され、カスケードリサイクルも縮小されるものと考えております。
29	24	3 3. (1)	本報告書(案)のとおり、家電リサイクルの質を向上させていくことは重要なことである。しかし、再商品化率の向上が2R(リデュース、リユース)推進を妨げるものにならないように対策を講じる必要がある。また、廃棄物の発生抑制として、リサイクルにならなかった数値、仮にリユース率として表してはどうか。廃棄物にならなかった家電リサイクル品がどれ位あるかを明確にすることで、より循環型社会形成の推進に繋がると考える。	再商品化率は、廃棄物となった特定家庭用機器を母数としており、その向上は、2Rの推進を妨げるものではないと考えております。リユースに関しましては、リユースの更なる状況の把握が必要と考えております。
30	25	3 3. (1)	上記内容について、意見を述べます。2015年4月から施行される改正フロン法(フロン類使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)は、家電リサイクル処理全般に関わる課題であると考えますので、その影響について記載すべきだと考えます。	「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」で規制対象としている第一種特定製品は、業務用の機器となっているため、家電リサイクル法の対象となる特定家庭用機器は同法の対象外となっております。
31	25	3 4	循環型社会の構築・推進に向けて、有用な資源を含む家電製品を円滑に循環するシステムを作る必要があることから、出荷台数や配達率によらず、対象品目の拡大が必要であると考えます。	対象品目については、経済性や円滑な制度運用を勘案すると、出荷台数や配達率など家電リサイクル法第2条第4号に規定する要件に該当するものを対象とすることが適当と考えております。
32	25	3 4	増やす必要はいまのところ無いことに賛成である。消費者が負担するリサイクル料は、一時的な費用であっても年金生活者、低所得者、生活保護等を受けている国民の大多数にとっては、一括で支払う金額としては大変大きいと考える。	御意見として承ります。
33	26	3 5	上記の内容に賛同します。達成時期を明らかにした回収率目標を定め、達成していくことは現行制度の課題の目指すべき指標となります。	報告書(案)第3章1. (1)に基づき、達成時期を明らかにした回収率目標(仮称)を設定し、回収率や回収台数の実績について合同会合に毎年報告するとともに、回収率を向上させるために各主体が実施する回収促進の取組についての状況を点検することとしてしております。

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
34	25	3 5	費用の回収方法については、「前払方式」を導入する必要があると考えます。	報告書(案)においては、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による現行制度の仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたと評価しつつ、合同会合で指摘された課題・論点に対応するため、第3章に記載されている施策を進めることが適当であるとされており、御指摘のように家電リサイクルを国負担として行うことを検討しなければならぬ状況ではないと考えております。 また、報告書(案)第3章5にあるとおり、リサイクル費用の回収方式については、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行ったところですが、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかったところ です。 引き続き、国において、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うこととしております。
35	25	3 5	リサイクル費用の根拠が不透明であるという意見が出ることは、家電リサイクル制度が明確でないと言える。消費者の義務であるリサイクル料金と運搬料金の負担が地域的な格差がないか、社会的弱者、高齢者等の立場を含め、また、拡大生産者責任(EPR)の視点を含めて検討する必要がある。 後払いか先払いかは、費用の管理が面倒等の理由で決定するのではなく、拡大生産者責任(EPR)も含めて判断すべきと考える。限りなく安くし、限りなく手間をかけない方法で料金を徴収すべきである。また、なぜ今回料金有りきで審議したかは大変憤りを感じる。徴収する必要のないリサイクル対象品はなかったか。製造業者等、指定法人など一部の意見を考慮して話を進めていないか、遺憾に感じるところである。 家電リサイクル品の回収とリサイクル料金の徴収は、もっと消費者の立場にたって検討すべきである。	報告書(案)に記載のとおり、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による現行制度の仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたところ です。 収集運搬料金の地域的な格差については、報告書(案)第3章2.(2)にあるとおり、製造業者等による離島対策事業協力を通じて、料金の負担の低減化を進めることとしております。 リサイクル料金については、家電リサイクル法第6条において、料金の支払に応じることが消費者の責務として規定されています。 報告書(案)第3章5にあるとおり、リサイクル費用の回収方式については、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行ったところですが、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかったところ です。 引き続き、国において、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うこととしております。
36	27	【終わりに】	今後検討するに当たって、具体的に『(家電リサイクル事業を)国が行う「国の事業」(国営事業)とすることについて検討する。』旨を書き加えること。	報告書(案)においては、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による現行制度の仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたと評価しつつ、合同会合で指摘された課題・論点に対応するため、第3章に記載されている施策を進めることが適当であるとされており、御指摘のような家電リサイクル事業を国営事業や製造業者から徴収した税金による運用とすることを検討しなければならない状況ではないと考えております。
37	27	【終わりに】	本報告書(案)には「「循環型社会形成推進基本計画」(平成25年5月閣議決定)に基づき、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を「目指して、関連する施策に積極的に取り組んでいる。」とリサイクルに関するところだけが取り上げられており、同基本計画の「第5章 国の取組第1節取組の基本的な方向」の国は「2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進める。」に触れられていない。 国はリユースを促進すべき政策を打ち出しているのであるから、家電リサイクル制度の中において、もっと廃棄物を抑制するリユースを加えるべきである。 以上において回答を求める。	リユースについては、本合同会合において、リユースや修繕利用の促進といったデザインを社会がしていっていいのではないかという意見が挙げられた一方で、きちんとしたリユースをどのように見分けるかが問題といった意見もありました。 このような意見を踏まえ、報告書(案)第3章1.(5)では、国又は自治体は、「リユース・リサイクル仕分けガイドライン」に基づき仕分け基準を作成し、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信や、小売業者が特定家庭用機器を適切に修理する取組の推奨を行っていくこととしております。

番号	該当箇所		御意見(全文)	御意見に対する考え方
	(ページ)	(章)		
38		制度全般	リサイクルはお金がかかるので無料引取りの業者に渡すケースが多々ある。これは、至極当たり前のことである。政府が製造業者から税金でリサイクル費用を徴収してリサイクル業者に渡さない限り、国内でのリサイクルによる資源活用と環境影響を達成することができない。国がけちくさい事をすれば、国民はついていけない。	報告書(案)においては、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による現行制度の仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたと評価しつつ、合同会合で指摘された課題・論点に対応するため、第3章に記載されている施策を進めることが適当であるとされており、御指摘のような家電リサイクル事業を国営事業や製造業者から徴収した税金による運用とすることを検討しなければならない状況ではないと考えております。
39		制度全般	リサイクル費用もしっかり払って、リサイクルの現場にもお邪魔をして確認して、この様な取り組みにはしっかり助成しなければいけません。と思いきや、女性雇用にカネが降る。史上初の女性障害認定ぶっジョエ区と総理担当。海外にリサイクル電化製品が流れている事を確認したニュースが流れました。「調べてたんだ。」と思いました。電化製品をエコの物に3台替えました。昨年より電気使用量が減りました。(電子レンジを付けても突然電気が落ちなくなりました。)家族の宝の冷蔵庫を持って行ってもらう時、ありがとね。といいました。正しく、働く人の安全にも配慮した工場でリサイクルして下さい。あの女感じ悪かった。	いただいた御意見については、今後の議論の参考にさせていただきます。
40		制度全般	現在、引き取り費用は消費者負担となっているが、不法投棄すればその費用を負担しなくてもよいのであるから、明らかに不法投棄の原因となっている。国負担もしくはメーカー販売時負担(海外メーカーも含む)とついで早急に改めるべきである。その場合、リサイクル業者への支払とすれば良い。	報告書(案)においては、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等による現行制度の仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたと評価しつつ、合同会合で指摘された課題・論点に対応するため、第3章に記載されている施策を進めることが適当であるとされており、御指摘のように家電リサイクルを国負担として行うことを検討しなければならない状況ではないと考えております。また、報告書(案)第3章5にあるとおり、リサイクル費用の回収方式については、「現行方式」「将来充当・資金管理法方式」「当期充当・資金管理法方式」について現時点で想定される制度のイメージを示し、詳細な議論を行ったところですが、費用回収方式を排出時負担方式から購入時負担方式に移行することについては結論が出なかったところです。引き続き、国において、諸外国の事例の情報収集等に努め、購入時負担方式を採用した場合の効果やそれぞれの方式における論点・課題等について、今後とも検討を行うこととしております。
41		制度全般	家電品のリサイクル制度がいくつもあるのですが、統一出来ないものでしょうか？例えば、冷蔵庫は、小売店に渡せますが、温風機、扇風機は、粗大ゴミに出し、携帯電話、髭剃り機は、また別、パソコンも別です。電池も別です。全部まとめて一つの制度になりませんか？	家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機以外の家電製品については、その大半が小型家電リサイクル法の対象品目となっており、同法の下でリサイクルを実施しています。小型家電リサイクル制度についてもわかりやすく広報していく必要があると考えております。
42		制度全般	リサイクルで小売業者等が消費者から受け取っている収集運搬料金の実態についても調査検討するべきである。リサイクル料のほかに収集運搬料がかかるため消費者にとって負担が大きいことや、多くの小売業者が、新品の購入と同時にあればリサイクルだけのときより収集運搬料を安くしているので、結局新たな製品購入の誘引にリサイクル制度が使われている側面があることなどを検討するべきである。	小売業者等が消費者に請求する収集運搬料金については、経済産業省・環境省の立入検査時において実態把握されているところです。小売業者の収集運搬料金については、家電リサイクル法第13条第2項により、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬を能率的に行った場合における適正な原価を勘案して定めなければならないとされており、適正な原価を著しく超えていると認めるときは、国は当該小売業者に対して、料金を変更すべき旨を勧告することができることとされています。